

# グループホーム夢あかり 身体拘束廃止指針 令和6年1月

## 1. 身体拘束等に対する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

「グループホーム夢あかり（以下「ホーム」という。）」では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援・介護の実施に努めます。

当ホームでは、利用者に対する支援・介護等のサービス提供にあたり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」などの関係法令の定めに従い、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

## 2. 身体拘束と弊害

身体拘束禁止の対象となる行為	身体拘束がもたらす弊害
① 徘徊及び他人への迷惑行為を防ぐために車椅子やベットに体や四肢をひも等で縛る。	身体的弊害 ① 関節の拘縮、筋力の低下、圧迫部位の褥瘡発生。 ② 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下。 ③ 車椅子に拘束した場合、無理な立ち上がりによる転倒事故。
② 転倒しないように、ベットに体や四肢をひも等で縛る。	
③ 自分で降りられないように、ベットを柵（サイドレール）で囲む。	
④ 皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	
⑤ 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。	精神的弊害 ① 不安、怒り、屈辱、あきらめ等精神的苦痛を与え、人間としての尊厳をも侵す。 ② 身体拘束によって、更に認知症の進行、せん妄の頻発をももたらす。 ③ 家族が拘束の現状を見る事により、精神的苦痛を家族が感じる。
⑥ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。	
⑦ 脱衣やおむつをはずす行為を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。	
⑧ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	社会的弊害 ① 介護スタッフの士気の低下を招く。 ② 施設等に対する社会的不信、偏見を引き起こす恐れがある。 ③ 被拘束者のQOLを低下させるだけでなく、医療的措置を生じさせる。
⑨ 自分の意思で開ける事の出来ない居室等に閉じ込める。	
⑩ 屋外に出歩かないように、玄関の施錠及び自動ドアの電源を切る。	
⑪ 入居者の行動を制限、監視するために、衣類やスリッパなどに鈴などをつける。	

### 3. 身体拘束の原因と防止策

身体拘束をしなければならない理由など	その防止策【具体例】
① 徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為 ② 転倒の恐れのある不安定な歩行 ③ かきむしりや体をたたき続ける自傷行為 ④ 姿勢が崩れ、体位保持が困難である事  ※ 上記の状況には必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わり方や環境に問題がある事も少なくない。したがって、その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアにより身体拘束を行う必要もなくなるものである。	《徘徊》 ① 「家に帰らなくては」と思い出掛けようとする場合、一緒に居室の整理をしたり、語りかけたりする。 ② 歩き回っている高齢者の気持ちになって一緒に歩いたり、疲れる前にお茶に誘う等して本人を落ち着かせる工夫をする。 《転倒》 ① 敷物（カーペット類）を固定したり居室の整理整頓をし、障害物をなくする。 ② 必要箇所に手すりの設置や、トイレや夜間居室の照明を工夫する。 ③ 弾力（クッション性）のある床材やカーペットを使用する。 ④ 転倒の危険性がある時は付き添ったり、見守り、時折声を掛けるなどする。 （声を掛ける場合、遠い所からとか後方から声を掛けないようにする） 《自傷行為》 ① 日常、必ず目を見て話しかけたり、手を握る等のスキンシップを図り、情緒的な安定を図る。 《体位保持困難》 ① 見守り、声掛けを十分に行い目離しをしない ② リクライニング式車いすの使用等

### 4. 緊急やむを得ない場合とは

当ホームでは、利用者個々の心身の状況を把握し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援・介護を行うことが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- (1) 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要。

### 5. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

身体拘束に該当する事案が発生した場合、に【別紙様式1】従い記入を行い、委員会責任者である管理者に提出を行い、責任者の指示の基、発生時の対応に移行する。

## 6. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

当ホームでは、本人または他利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### (1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員が参集し委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、具体的に身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3つの要素の全てを満たしているか否かを委員会において入念に検証します。

要件を検証した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善のカンファレンスを早急に行い実施に努めます。

### (2) 利用者本人や家族に対しての説明

利用者本人又は家族等に対し、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、拘束期間を延長する必要がある場合については、事前に契約者・家族等と実施している拘束の内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。【別紙様式3】

### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、生活記録にその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法等を逐次検証します。その記録は2年間保存し、所轄庁等の実地指導や監査が行われる際に提示できるようにします。(別紙様式2)

## 7. 身体拘束の解除

- ① 早期に身体拘束を介助出来る様、本人の状態についてカンファレンスを行う。
- ② 【別紙様式2】の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合、家族に報告する。
- ③ 一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し、必要性を確認して再度数日以内に同様の身体拘束による対応が必要となった場合は、家族に連絡をして経過報告するとともに、その了承のもと、同意書の再手続きなく同様の対応を実施する。

## 8. 身体拘束廃止に向けた体制

### ① 身体拘束虐待廃止委員会の設置

当ホームでは、身体拘束の廃止に向けての身体拘束虐待廃止委員会を設置する

#### (1) 設置目的

- ・ホーム内での身体拘束廃止に向けての現状把握
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

#### (2) 身体拘束虐待廃止委員会の開催

- ・毎月1回、定期開催とする
- ・必要時は随時開催する

② 身体拘束廃止、改善のための職員教育

介護職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図る。

- (1) 内部研修の実施
- (2) 新採用者に対する身体拘束廃止、改善のための研修の実施
- (3) その他必要な教育、外部研修参加の実施

9. 情報公開

指針はホームページに記載し誰でも閲覧可能とする